

たじみ監督署 安全衛生だより

— 平成27年7月号 —

職場における受動喫煙防止について ～平成27年6月1日から施行～

平成26年6月25日公布の労働安全衛生法の一部改正により、職場における受動喫煙防止が努力義務化されました。職場における受動喫煙対策に係る法令・通達の概要は、下記のとおりです。

職場での受動喫煙防止対策に係る関係法令の概要（平成27年6月以降）

改正安衛法
※1

【第68条の2(受動喫煙の防止)】

事業者は、労働者の受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第71条第1項において同じ。)を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

【第71条(国の援助)】

国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、(中略)受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

局長通達
※2

●改正安衛法第68条の2の解釈

具体的に、事業者において当該事業者及び事業場の**実情を把握・分析**し、その結果等を踏まえ、**実施可能な措置のうち、最も効果的なものを講ずるよう努めること**。

●実情の例

- 特に配慮すべき労働者がいる場合、格別の配慮が必要
 - 特に配慮すべき労働者(妊婦、未成年等)の有無
 - 空気環境の測定結果
 - 施設構造
 - 労働者や顧客の理解度、意見要望、喫煙状況

●適切な措置

- 施設・設備面の対策だけでなく、例えば「担当部署の指定」「計画策定」「教育」「周知」などのソフト面の対策も含まれること。
- 講じる措置の決定時の手続
 - 様々な意見を聴取等で把握した上で、衛生委員会等で検討

●その他

- 改正法の施行に伴い、**衛生委員会等の付議事項に職場の受動喫煙防止対策に関する事項が含まれること**。
- 平成15年5月9日付け基発第060001号「職場における喫煙対策のためのガイドラインについて」は**廃止**

●改正安衛法第71条の国の援助

- 国は、改正安衛法施行時点で、以下の3つの支援事業を実施。
- ① 受動喫煙防止対策助成金(喫煙室等の設置費用の1/2を助成)
 - ② 相談支援事業(技術的な相談窓口、説明会(無料))
 - ③ 測定支援事業(風速計等の測定機器の無償貸与)

部長通達
※3

●妊婦、未成年等への配慮

労働者に妊婦、呼吸器疾患等をもつ者、未成年がいる場合、格別の配慮が必要

●推進計画の策定

●担当部署等の指定

●施設・設備

- 実情の把握・分析の結果、屋外喫煙所、喫煙室又は換気措置を選択した場合の具体的な取組み方法の例を記載
- 受動喫煙に関する教育等
- 情報の収集、提供等

●経営幹部、管理者及び労働者の役割・意識

●その他

- 職場が多数の者が利用する公共の空間を兼ねている場合は、健康増進法の適用も受けることになること。

●職場の空気環境の測定

定期的に測定を行い、適切な環境の維持に努めること。(具体的な測定方法の例も記載)

- ※1 労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号、平成27年6月1日施行)
- ※2 労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について(平成27年5月労働基準局長通達)
 - 改正安衛法の法解釈を示したもの
- ※3 労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について(平成27年5月安全衛生部長通達)
 - 事業者が措置を決定する際に参考となる情報等を示したもの

主要な業種別労働災害発生状況(平成26年と平成27年の比較 6月末現在速報値)

業種別	平成27年 (1月～6月)	平成26年 (1月～6月)	増減数	増減率	構成率
全産業	133	143 (1)	-10 (-1)	-7.0%	100.0%
製造業	54	53	1	1.9%	40.6%
食料品	11	9	2	22.2%	8.3%
窯業土石	18	22	-4	-18.2%	13.5%
機械金属等	14	15	-1	-6.7%	10.5%
建設業	12	15	-3	-20.0%	9.0%
土木工事	1	3	-2	-66.7%	0.8%
建築工事	6	9	-3	-33.3%	4.5%
運送業	7	14 (1)	-7 (-1)	-50.0%	5.3%
陸上貨物	6	13 (1)	-7 (-1)	-53.8%	4.5%
農林・畜産・水産業	1	1	0	0.0%	0.8%
商業等	58	60	-2	-3.3%	43.6%
小売業	16	23	-7	-30.4%	12.0%
社会福祉	3	11	-8	-72.7%	2.3%
接客娯楽業	16	15	1	6.7%	12.0%
ゴルフ場	11	13	-2	-15.4%	8.3%

※ この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上死傷災害を集計したものです。

※ カッコ書きの数値は、死亡者の内数です。

災害事例

災害発生概要		台車から荷物(原料)が落下したため負傷した									
業種	製造業	職種	作業員	年齢	40代	性別	男	災害程度	休業見込み 3カ月	経験	1カ月
発生状況	事故の型		飛来、落下		起因物	その他の材料					
	<p>サヤ詰めした原料を乗せた台車を移動させる作業中、固定レールとトラバーサーのレールのつなぎ目に台車の車輪が引っ掛かり動かなくなり、台車を押し戻したところ、台車が脱線していたため、その衝撃でサヤが崩れて落下し、頭部をかばうため頭を抱えた右腕に直撃した。</p>										
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・トラバーサーの固定用ストッパーが不完全で、固定レールとトラバーサーレールのつなぎ目がずれていて台車が通過できなかったこと。 ・人力で無理に台車を押したことにより脱線し、衝撃で積み上げたサヤが崩れて落下したこと。 										
	再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・トラバーサーがストッパーにより完全に固定されていることを確認後、台車を移動させる。 ・サヤを崩れにくい積み方とし、台車を人力で移動させるときはサヤを固定する等の落下防止措置を講ずる ・物体が落下するおそれある作業を行うときは、ヘルメット等の保護具を着用する。 ・安全に作業を行うための作業手順を徹底する。 ・今回の労働災害の発生を契機に安全衛生教育を実施して、労働者の安全衛生意識の高揚を図る。 									
<p>サヤ詰めした原料 トラバーサーのレール 固定レール 台車 トラバーサー</p>											

災害発生概要		芝刈機に足を踏まれ負傷した									
業種	ゴルフ場	職種	コース管理	年齢	40代	性別	男	災害程度	休業見込み 2カ月	経験	1年
発生状況	事故の型		激突され		起因物	その他の一般動力機械					
	<p>乗用芝刈機で現場に向かう途中、燃料を確認するため降車したときに際に誤って右足でバックペダルを触ってしまい、地面に着いていた左足が機械のタイヤに踏まれた</p>										
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・降車するとき右足がバックペダルに触れたこと。 ・乗用芝刈機から降車するとき乗用芝刈機のエンジンを停止しなかったこと。 										
	再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用芝刈機から降車するときは、エンジンを停止し、駐車ブレーキをかける等の逸走防止措置を講じてから降車する。 ・バックペダルにカバーを設ける等により誤操作を防止する措置を講ずる。 ・乗用芝刈機を安全に使用するための再教育を実施する等の技能向上、安全意識の高揚を図る取組を実施する。 									